厚生委員会資料令和3年2月22日福祉部高齢者福祉課

### 第19号議案

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

## 第20号議案

品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスの基準等を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、基準を見直すほか必要な規定整備を行う。

# 2 改正の内容 ※新旧対照表 資料1および資料2のとおり

## (1) 全サービス共通の変更点

## ① 感染症対策の強化

資料1 第33条、第59条の16および第171条、資料2 第31条

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催することとする。また、事業所における感染症予防およびまん延の防止の指針整備、事業所職員に対する研修および訓練の実施を義務付けることとする。

# ② 業務継続に向けた取組の強化

資料1第32条の2、資料2第28条の2

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成を義務付けることとする。また計画の周知・必要な研修および訓練の定期的な実施を義務付けることとする。

#### ③ ハラスメント対策の強化

資料1第32条等、資料2第28条および第81条

就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる ことを義務付ける。

#### ④ 会議や多職種連携における ICT の活用

資料1 第33条等、資料2 第31条および第39条

業務の効率化や感染症まん延防止の観点から、担当者会議等を開催する場合において、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

## ⑤ 利用者への説明、同意等に係る見直し

資料1第202条の2、資料2第90条の2

紙媒体文書削減による業務の効率化の観点から、事業所と利用者との契約等における同意手続きについて、電磁的方法でも行うことができることとする。

## ⑥ 記録の保存等に係る見直し

資料1第202条の2、資料2第90条の2

紙媒体文書削減による業務の効率化の観点から、利用者へのサービス提供記録等 を電磁的方法でも行うことができることとする。

## ⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

資料1第34条、資料2第32条

事業所の運営規程の概要等を記載した書面を事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより、従前の掲示に代えることができることとする。

## ⑧ 高齢者虐待の防止の推進

資料1第31条、第40条の2等、資料2第27条、第37条の2等

高齢者虐待防止をさらに推進するため、管理者の責務への事項追加、事業所における虐待防止の対策を行う委員会の開催、定期的な研修等を義務付けることとする。

## (2) 夜間対応型訪問介護

## ・ オペレーター配置基準等の緩和

資料1第47条、第56条

地域の実情に応じて、既存の地域資源・職員を活用しながらのサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、併設施設等の職員との兼務を可能とする。

## (3) 地域密着型通所介護および地域密着型特定施設入居者生活介護

#### ① 地域と連携した災害への対応の強化

資料1第59条の15、第149条(準用)等

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められている介護サービス事業者を対象として、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

## ② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

資料1 第59条の13、第146条等

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わるすべての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を介護サービス事業者に義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

## (4) 認知症対応型通所介護

① 管理者の配置基準の緩和

資料1第66条、資料2第10条

人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・ 事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事す ることを可能とする。

② 地域と連携した災害への対応の強化

資料1第80条第80条(準用)、資料2第30条

(3) ①と同様

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

<u>資料1</u>第80条(準用)、<u>資料2</u>第28条

(3) ②と同様

## (5) 小規模多機能型居宅介護

① 人員配置基準の見直し

資料1第82条、資料2第44条

介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を 併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・ 介護職員の兼務を可能とする。

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

資料1第108条(準用)、資料2第65条(準用)

(3) ②と同様

## (6) 認知症対応型共同生活介護

① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

資料1第110条等、資料2第71条等

地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を 弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

② 夜勤職員体制の見直し

資料1第110条、資料2第71条

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

資料1第117条、資料2第87条

外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価)は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

### ④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

資料1第110条、資料2第71条

人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置 について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に 緩和する。

# ⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

資料1第123条、資料2第81条

(3) ②と同様

### (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ① 人員配置基準の見直し

資料1第151条

人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、支障がない場合、栄養士と生活相談員の配置の緩和を行うほか、従来型とユニット型を併設する施設において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

## ② 地域と連携した災害への対応の強化

資料1第177条、第189条(準用)

(3) ①と同様

## ③ 口腔衛生管理の強化

資料1第163条の3および第189条(準用)

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

#### 4 栄養ケアマネジメントの充実

資料1第151条、第163条の2および第189条(準用)

栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行う観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士または管理栄養士の配置を求める)。 また、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、 3年の経過措置期間を設けることとする。

#### ⑤ 個室ユニット型施設の整備および勤務体制の見直し

# 資料1第180条

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、 人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直し を行う。

- ア 1ユニットの定員を、夜間および深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね 10人以下」から「原則としておおむね 10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
- イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室 化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

## ⑥ リスクマネジメントの強化

資料1第175条および第189条(準用)

事故発生防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。その際、6 月の経過措置期間を設けることとする。

## ⑦ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

資料1第169条および第187条

(3) ②と同様

# (8) 看護小規模多機能型居宅介護

認知症介護基礎研修の受講の義務付け

資料1第202条(準用)

(3) ②と同様

#### (9) その他の改正

以上の改正に伴う規定整備および文言の整理を行う。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

#### 4 経過措置

以下の一部については、令和6年3月31日までに実施するよう規定する。

#### 資料1

第 59 条の 13、第 146 条、第 80 条(準用)、第 108 条(準用)、第 123 条、 第 163 条の 3、第 189 条(準用)、第 151 条、第 163 条の 2、第 189 条(準用)、 第 169 条、第 187 条、第 202 条(準用)

#### 資料2

第28条、第65条(準用)、第81条

:

目次

第10章 雑則 (第202条の2一第205条)

第1章 総則

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、区内の各地域の在宅介護支援センターおよび他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す る等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに 当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必 要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障 が<u>ないとき</u>は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第147条

目次

第10章 雑則 (第203条—第205条)

第1章 総則

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

 $\Box$ 

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、区内の各地域の在宅介護支援センターおよび他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(新規)

(新規)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障 が<u>ない場合</u>は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第147条

ÍΕ

- 第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1</u> 号および第151条第12項において同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第189条 第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2 号において同じ。)
- (3) 指定特定施設(都指定居宅サービス等基準条例第216条第1項に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定 認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第 1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項および第84条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項および第82条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域 密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、第64条第1項 65条第1項および第82条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第47条第4項第8号および 第4章から第7章までにおいて同じ。)
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26 条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定 介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)
- (12) 介護医療院
- (第6項から第12項まで省略)

- 第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。 第151条第12項に おいて同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第189条 第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)
- (3) 指定特定施設(都指定居宅サービス等基準条例第216条第1項に規定する指定特定施設をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定 認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条、第82 条第6項、第83条第3項および第84条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項および第82条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域 密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項および第8 2条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第4章から第7章までにおいて同じ。)
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26 条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定 介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)
- (12) 介護医療院
- (第6項から第12項まで省略)

 $\Box$ 

#### 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随│第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。) を定めてお かなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容および利用料その他の費 用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切 な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することができるよう、指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事 業所、指定夜間対応型訪問介護事業所または指定訪問看護事業所(以下この 条において「指定訪問介護事業所等」という。) との密接な連携を図ること

#### 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。) を定めてお かなければならない。
- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容および利用料その他の費 用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法

#### (新規)

(8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切 な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することができるよう、指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事 業所、指定夜間対応型訪問介護事業所または指定訪問看護事業所(以下この 条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ること

ÍΕ

により当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常 災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修および訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

により当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。

(新規)

(新規)

(衛生管理等)

旧

- 第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理 を行わなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努め なければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しない ように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予 防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置そ の他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行 うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知 徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予 防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止 のための研修および訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を 記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

- 第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理 を行わなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努め なければならない。

(新規)

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(新規)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随

時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族(以下この項、第59条の17第1項および第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(事故発生時の対応)

- 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止 のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、

時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区の職員または当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(事故発生時の対応)

- 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(新規)

旧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止 のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 夜間対応型訪問介護 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種および員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
  - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。) として1以上および利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問 介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期 巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問

第3章 夜間対応型訪問介護 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種および員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
  - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上および利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
  - (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問 介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期 巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問

ΙH

介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡 回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付 ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設 等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、 前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充て ることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (9) 指定介護老人福祉施設
  - (10) 介護老人保健施設

介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(新規)

(新規)

. ---

ĺΗ

- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンター サービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にか かわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合に おいて、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サー ビスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サー ビスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

(新規)

(新規)

(新規)

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法

(新規)

(8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

IB

- 第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することができるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービスおよび随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており</u>、他の指定訪問介護事業所または指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との<u>密接な</u>連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方

- 第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することができるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービスおよび随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき区長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービスまたは随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所または指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新規)

IΗ

#### 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

- 第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護 を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜 間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(進用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2から</u>第38条まで<u>および第40条から</u>第41条<u>まで</u>の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条<u>、第32条の2第2項</u>、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第3章の2 地域密着型通所介護 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針

(地域との連携等)

第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(新規)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、 第40条および</u>第41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条および第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第3章の2 地域密着型通所介護 第4節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域 密着型通所介護を提供することができるよう、指定地域密着型通所介護事業 所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごと に、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通 所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方

11

- 2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(新規)

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域 密着型通所介護を提供することができるよう、指定地域密着型通所介護事業 所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごと に、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通 所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新規)

旧

### 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じ なければならない。
- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区の職員または当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(新規)

(衛牛管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて感染症が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう</u> 努めなければならない。

(新規)

(新規)

(新規)

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区の職員または当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により

構成される協議会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条および第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」

構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条および第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と訪み替えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を

と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項および第4項ならびに第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備およ び運営に関する基準

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定療養通所介護の利用定員
  - (5) 指定療養通所介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 非常災害対策
  - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (10) その他運営に関する重要事項

利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項<u>および第59条の13第3項</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備およ び運営に関する基準

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次に</u> 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ ならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定療養通所介護の利用定員
  - (5) 指定療養通所介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策

#### (新規)

(9) その他運営に関する重要事項

ĺΗ

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。(第2項および第3項省略)

(進用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項および第4項ならびに第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「京秦通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第2節 人員および設備に関する基準 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所もしくは指定介護予防認知症

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

(第2項および第3項省略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護

第2節 人員および設備に関する基準 第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所もしくは指定介護予防認知症

旧

亲

対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71 条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 次条において同じ。)の居間もしくは食堂または指定地域密着型特定施設も しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂もしくは共同生活室におい て、これらの事業所または施設(第66条第1項において「本体事業所等」と いう。) の利用者、入居者または入所者とともに行う指定認知症対応型通所 介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者 (以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を 行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者または当該入所者の数と 当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応 型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて 受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通 所介護または共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条にお いて同じ。)の数を合計した数について、第110条、第130条もしくは第151 条または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業 者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(利用定員等)

### 第65条 (第1項省略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条 第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型 サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援 をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予 防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同

対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71 条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 次条において同じ。) の居間もしくは食堂または指定地域密着型特定施設も しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂もしくは共同生活室におい て、これらの事業所または施設の利用者、入居者または入所者とともに行う 指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」とい う。) の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護 事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者ま たは当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項 に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業 と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用 型指定認知症対応型通所介護または共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第110条、 第130条もしくは第151条または指定地域密着型介護予防サービス基準条例 第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

(第2項省略)

(利用定員等)

### 第65条 (第1項省略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条 第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型 サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援 をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予 防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同 じ。)もしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項および第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(第2項省略)

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項または第65条第1項の利用定員をいう。)
- (5) 指定認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

じ。)もしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項および第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障 がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従 事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが できる。

(第2項省略)

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項または第65条第1 項の利用定員をいう。)
  - (5) 指定認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他運営に関する重要事項

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項および第4項ならびに第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)

第82条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲 げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職 ΙF

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

#### (新規)

10 その他運営に関する重要事項

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11および第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護行業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)

第82条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲 げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職

新 務に従事することができる。 指定認知症対応型共同生 当該指定小規模 介護職員 活介護事業所、指定地域密 多機能型居宅介 着型特定施設、指定地域密 護事業所に中欄 に掲げる施設等 着型介護老人福祉施設、指 定介護老人福祉施設、介護 のいずれかが併 設されている場 老人保健施設、指定介護療 養型医療施設(医療法(昭 和23年法律第205号)第7 条第2項第4号に規定する 療養病床を有する診療所 であるものに限る。) また は介護医療院

当該指定小規模 多機能型居宅介 護事業所の同一 敷地内に中欄に 掲げる施設等の

いずれかがある

前項中欄に掲げる施設等、 指定居宅サービスの事業 を行う事業所、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看 護事業所、指定地域密着型 通所介護事業所<u>または指</u> 定認知症対応型通所介護 看護師または准看 護師

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

場合

第83条 (第1項および第2項省略)

事業所

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)

務に従事することができる。

当該指定小規模 多機能型居宅介 護事業所に中欄 に掲げる施設等 のいずれかが併 設されている場 合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限	介護職員
当該指定小規模	る。)または介護医療院 	看護師または准看
多機能型居宅介	間境中懶に拘りる旭成寺、 指定居宅サービスの事業	護師または惟有
護事業所の同一	を行う事業所、指定定期巡	
敷地内に中欄に	回・随時対応型訪問介護看	
掲げる施設等の	護事業所、指定地域密着型	
いずれかがある	通所介護事業所、指定認知	
場合	症対応型通所介護事業所、	
	指定介護老人福祉施設ま たは介護老人保健施設	

 $\Box$ 

(第7項から第13項まで省略)

(管理者)

第83条 (第1項および第2項省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)

ΙH

等の従業者または訪問介護員等(介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条および第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび 宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

等の従業者または訪問介護員等(介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条および第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

- 第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび 宿泊サービスの利用定員
  - (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16および第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項および第4項ならびに第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「1規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、「活動状況」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症 対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指 定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症 対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時 ΙH

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

#### (新規)

(10) その他運営に関する重要事項

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16および第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「12月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時

間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従 業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応 型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指 定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて 受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対 応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定 する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業 所における指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の利用者。以下この条および第113条において同じ。)の数 が3またはその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間および深夜の時間 帯を通じて1以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の 時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同 じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応 型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、 当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用 者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であ って、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じら れ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜 の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業 者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間お よび深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護 事業所ごとに、保健医療サービスまたは福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。 間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条および第113条において同じ。)の数が3またはその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間および深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務(夜間および深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

(第2項から第4項まで省略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービスまたは福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。

- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。

(第8項省略)

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活 介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サー ビス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該 指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介 護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定 認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章におい て「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。 以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、 第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことがで きる。
- 10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。
- 11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。

(第8項省略)

(新規)

- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

 $\Box$ 

(管理者)

- 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居 の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てること ができる。
- 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業</u>所にあっては、1または2)とする。

(第2項から第7項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第117条 (第1項から第6項まで省略)
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生 活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、 または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多 機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の 職務に従事することができる。

(新規)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。

(第2項から第7項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第117条 (第1項から第6項まで省略)
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

IΗ

ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれか</u> <u>の</u>評価を受けて、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公 表し、常にその改善を図らなければならない。
- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議に おける評価

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価 を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは指定地域密着型介 護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管 理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地 内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限 りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策

IΒ

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指 定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して 日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮 しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条および第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項

(新規)

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指 定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して 日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮 しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければならない。

(新規)

(進用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条および第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」と

中「この節」とあるのは「第6章第4節」と<u>第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第4節 運営に関する基準

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第7項省略)

(運営規程)

- 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型 特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数および職務内容
  - (3) 入居定員および居室数

あるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第4節 運営に関する基準

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第7項省略)

(運営規程)

- 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型 特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数および職務内容
- (3) 入居定員および居室数

- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の 費用の額
- (5) 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供す ることができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型

- (4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の 費用の額
- (5) 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件および手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

#### (新規)

(9) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

- 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供す ることができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### (新規)

旧

特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、および第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士または管理栄養士を置かないことができる。
- (1) 医師 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 1以上

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項までおよび第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
  - (1) 医師 入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 1以上

ΙH

- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
  - ア 介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3 またはその端数を増すごとに1以上とすること。
  - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- (4) 栄養士または管理栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の</u>処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(第4項から第7項まで省略)

8 第1項第2号および第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士<u>もしくは管理栄養士、</u>機能訓練指導員または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号

- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
  - ア 介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3 またはその端数を増すごとに1以上とすること。
  - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介 護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域 密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下 この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型 指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関す る基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」とい う。) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この 項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護者人福祉施設およ びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(指定介護老 人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。 または指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設およびユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(第18 7条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の 処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(第4項から第7項まで省略)

8 第1項第2号および第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、

ÍΕ

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相 談員、栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>もしくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士または介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士<u>もしくは管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。) または介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>もしくは管理栄養士</u>または介護支援専門員 (第9項から第12項まで省略)
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第14項から第17項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催する

当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設または指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養</u> 士、機能訓練指導員または介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士または介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。) または介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士または介護支援専門員

(第9項から第12項まで省略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(都指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第14項から第17項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (第1項から第5項まで省略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知

 $\Box$ 

とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る こと

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第7項省略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第158条 (第1項から第5項まで省略)
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(機能訓練)

第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持 および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の 状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制

徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第7項省略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (第1項から第5項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第7項から第12項まで省略)

(機能訓練)

第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(新規)

(新規)

旧

<u>を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければ</u>ならない。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 入所定員
  - (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 非常災害対策
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 9 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策

(新規)

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

旧

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛牛管理等)

### 第171条 (第1項省略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修<u>ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生の防止および発生時の対応)
- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生またはその再発を 防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合 に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周

(新規)

(衛生管理等)

### 第171条 (第1項省略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の 予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月 に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業 者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生の防止および発生時の対応)
- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生またはその再発を 防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合 に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周

知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。) および従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第2項から第4項まで省略)

(進用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15 および第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人 福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」 と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号およ び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の 開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護 支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この 節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と 読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針な らびに設備および運営に関する基準

第2款 設備に関する基準

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の とおりとする。

(1) ユニット

ア居室

知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に 行うこと。

### (新規)

(第2項から第4項まで省略)

(進用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第3 6条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15および第59条の17第1項 から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入 所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われて いない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要 介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第 4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針な らびに設備および運営に関する基準

第2款 設備に関する基準

(設備)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の とおりとする。

(1) ユニット

ア居室

ΙH

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの 共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの 入居定員は、<u>原則としておおむね</u>10人以下と<u>し、15人を超えないもの</u> とする。
- (ウ) 一の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする</u>こと。

(エ) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

### イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が 属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備および備品を備えること。

#### ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

## エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの 共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの 入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
  - <u>a</u> 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
  - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士 の視線の遮断の確保を前提にしたうえで、居室を隔てる壁につい て、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (エ) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

# イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が 属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備および備品を備えること。

## ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

### エ 便所

- (ア) 居室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザーまたはこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使

用するのに適したものとすること。

(同項第2号から第5号まで、第2項省略)

第3款 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第9項省略)

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数およびユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

ļ

用するのに適したものとすること。

(同項第2号から第5号まで、第2項省略)

第3款 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (第1項から第7項まで省略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(第9項省略)

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数およびユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

(新規)

ĺΗ

(動務体制の確保等)

- 第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常 生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する 観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員または看護職員を配置すること。
- (2) 夜間および深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員または看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを

(<u>9</u>) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

- 第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常 生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する 観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
  - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員または看護職員を配置すること。
  - (2) 夜間および深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員または看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新規)

 $\Box$ 

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、 第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第 161条、第163条から第167条までおよび第171条から第176条までの規定は、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34 条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の 際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第 59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるの は「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第 189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189 条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用 する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とある のは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157 条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号および第5号中「次 条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第 189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

> 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 第2節 人員に関する基準

(進用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第3 6条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から 第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第 167条までおよび第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項 中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項 に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認 めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の1 1第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準 用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条 第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7 号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3 項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条に おいて準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とある のは「第182条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは 「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において 準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

> 第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 基本方針 第2節 人員に関する基準

 $\Box$ 

(従業者の員数等)

第191条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる 施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施 設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規 模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(第8項および第9項省略)

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
- 1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス 計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支 援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者 の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の 他の職務に従事し、または当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併 設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(第12項から第14項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看

(従業者の員数等)

第191条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる 施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施 設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規 模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事するこ とができる。
- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設 (医療法第7条第2項第4号に規定する療養病 床を有する診療所であるものに限る。)

(第8項および第9項省略)

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
- 1 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス 計画および看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支 援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者 の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の 他の職務に従事し、または当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併 設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(第12項から第14項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第3 8条まで、第40条<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59 条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、 第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看護小規模多機能型 護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において 進用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2 第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」 と、第59条の13第3項および第4項ならびに第59条の16第2項第1号および 第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 字介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見 を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有す る者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通い サービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82 条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条および第97条中「小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業 者 | と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読 み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第202条の2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条および第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項、第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「第191条第13項」と、第89条および第97条中「外規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「第191条第13項」と、第89条および第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(新規)

ĺΗ

2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う特別養護老人ホームの

入所定員)

第203条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第3項および第40条の2(第59条、第59の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条および第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、改正後の第31条、第55条、第59条の12(第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条および第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条の2 (第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条および第202条において準用する場合を含む。)

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う特別養護老人ホームの 入所定員)

第203条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

旧

の規定の適用については、改正後の第32条の2第1項中「講じなければ」と あるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」 とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とある のは「行うよう努める」とする。

(指定地域密着型サービス事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条第3項(第59条に おいて準用する場合を含む。)および第59条の16第2項(第59条の20の3、 第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条および第202条において 準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じな ければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第59条の13第3項(第5 9条の20の3、第59条の38、第80条、第108条および第202条において準用す る場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項および 第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」 とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第163条の2(第189条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第163条 の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第163条の3 (第189条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第163条 の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 (指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)
- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第171条第2項第3号(第 189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着

新	旧
型介護老人福祉施設は、その従業者または職員に対し、感染症および食中毒	
<u>の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染</u>	
<u>症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるも</u>	
<u>のとする。</u>	
(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)	
9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の第175条第1項	
(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正	
後の第175条第1項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、	
「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に	
定める措置を講じるよう努めなければ」とする。	
_(ユニットの定員に係る経過措置)_	
10 施行日以降、当分の間、改正後の第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基	
づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着	
型介護老人福祉施設は、改正後の第151条第1項第3号アおよび第187条第2	
項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設におけ	
る夜間および深夜を含めた介護職員、看護師および准看護師の配置の実態を	
<u>勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</u>	
11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているもの	
を含み、この条例の施行後に増築され、または全面的に改築された部分を除	
く。) の居室、療養室または病室(以下この項において「居室等」という。)	
であって、改正前の第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしてい	

る居室等については、なお従前の例による。

品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表

: <u>|</u>

目次

第5章 雑則 (第90条の2-第92条)

第1章 総則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、区内の各地域の在宅介護支援センターおよび他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修 を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第2節 人員および設備に関する基準

第2款 共用型指定介護予防認知症对応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第

目次

第5章 雑則 (第91条・第92条)

第1章 総則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、区内の各地域の在宅介護支援センターおよび他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。) その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(新設)

(新設)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第2節 人員および設備に関する基準

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準 条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をい う。以下同じ。)もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第

71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間もしくは食堂または指定地域密着型特定施 設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。次条および第44条第6項において同じ。) もしくは指 定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条 第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条および第44 条第6項において同じ。)の食堂もしくは共同生活室において、これらの事 業所または施設(第10条第1項において「本体事業所等」という。)の利用 者、入居者または入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護 (以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。) の事業を行 う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者ま たは当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利 用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認 知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項 に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の 指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業 と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護または共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条 において同じ。)の数を合計した数について、第71条または指定地域密着型 サービス基準条例第110条、第130条もしくは第151条の規定を満たすために 必要な数以上とする。

(第2項省略)

(利用定員等)

# 第9条 (第1項省略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型 サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをい

71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間もしくは食堂または指定地域密着型特定施 設(指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。次条および第44条第6項において同じ。) もしくは指 定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条 第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条および第44 条第6項において同じ。)の食堂もしくは共同生活室において、これらの事 業所または施設の利用者、入居者または入所者とともに行う指定介護予防認 知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」と いう。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利 用者、当該入居者または当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準 条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共 用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護または共用型指定認知症対応型通 所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条 または指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条もしくは第151条 の規定を満たすために必要な数以上とする。

## (第2項省略)

(利用定員等)

# 第9条 (第1項省略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型 サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをい

IH

う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項および第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(第2項省略)

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなけれ ばならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容

う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業または介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができる。

(第2項省略)

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなけれ ばならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容

- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第5条第4項または第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。)
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用 の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

第28条 (第1項および第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ ばならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提

 $\Box$ 

- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第5条第4項または第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。)
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(新設)

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 (第1項および第2項省略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならな い。

(新規)

(新設)

旧

供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図る ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修お よび訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等)

# 第31条 (第1項省略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、 <u>次に掲げる措置を講じ</u>なければならない。
- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のため

(非常災害対策)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

### (新設)

(衛生管理等)

第31条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように<u>必</u> 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

IΗ

# の研修および訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載 した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、 これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲 示に代えることができる。

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損 害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項および第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生または その再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(新設)

(事故発生時の対応)

- 第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損 害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項および第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

## (新設)

IΗ

予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知 症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施 すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族(以下この項および第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の 右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に (地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の 右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に

新			旧 掲げる施設等の職務に従事することができる。		
掲げる施設等の職務に従事することができる。					
当該指定介護予防 小規模多機能型居 宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等 のいずれかが併設 されている場合	指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定地域密着 型特定施設、指定地域密着 型介護老人福祉施設、指定 介護老人福祉施設、介護老 人保健施設、指定介護療養 型医療施設(医療法(昭和2 3年法律第205号)第7条第2 項第4号に規定する療養病 床を有する診療所であるも のに限る。)または介護医 療院	介護職員	当該指定介護予防 小規模多機能型居 宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等 のいずれかが併設 されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)または介護医療院	介護職員
当該指定介護予防 小規模多機能型居 宅介護事業所の同 一敷地内に中欄に 掲げる施設等のい ずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、 指定居宅サービスの事業を 行う事業所、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看 護事業所、指定地域密着型 通所介護事業所 <u>または指定</u> 認知症対応型通所介護事業 <u>所</u>	看護師または准 看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、 指定居宅サービスの事業を 行う事業所、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看 護事業所、指定地域密着型 通所介護事業所、指定認知 症対応型通所介護事業所、 指定介護老人福祉施設また は介護老人保健施設	看護師または准 看護師

宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

(第8項から第13項まで省略)

(管理者)

第45条 (第1項および第2項まで省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者または訪問介護員等(介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項および第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規 定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下 この条および第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護 支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指 定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防 サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行う をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

(第8項から第13項まで省略)

(管理者)

第45条 (第1項および第2項まで省略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者または訪問介護員等(介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項および第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規 定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下 この条および第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護 支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指 定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防 サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心

ĺΗ

ことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

- 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - (3) 営業日および営業時間
  - (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員
  - (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 11 その他運営に関する重要事項

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、<u>第26条、第28条、</u> <u>第28条の2および第31条</u>から第39条まで<u>(第37条第4項を除く。)</u>の規定 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場 合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第 57条に規定する重要事項に関する<u>規程」と、同項、第28条第3項および第4</u> 項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号および第3号、第32条第1項な 身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(新設)

(<u>10</u>) その他運営に関する重要事項 (進用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、<u>第26条、第28条、</u> 第31条から<u>第36条までおよび第37条(第4項を除く。)から</u>第39条までの 規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。こ の場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは 「第57条に規定する重要事項に関する<u>規程」と、「</u>介護予防認知症対応型通 所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、

<u>らびに第37条の2第1号および第3号中「</u>介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業 者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生 活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共 同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が 指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条 例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護または指定認 知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条および第74条において同じ。) の数が3またはその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間および深夜の 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務(夜間および深 夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項におい て同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である

第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と<u>、第28条第3項および第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事 業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ご とに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業 者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生 活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共 同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が 指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条 例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護または指定認 知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条および第74条において同じ。) の数が3またはその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間および深夜の 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務(夜間および深 夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるため に必要な数以上とする。

 $\Box$ 

場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対 <u>応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービスまたは福祉サービスの利 用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって介護予防認 知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるも のを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同</u> 生活介護事業所における他の職務に従事することができる。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であっ て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業につ いて3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以

(第2項から第4項まで省略)

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービスまたは福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。
- 6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(新設)

 $\Box$ 

外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業 所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。) については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に 厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

- 10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相 談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サー ビスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充 てることができる。
- 11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同 生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充 てることができる。
- 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型

- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

(新規)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型

ĺΗ

共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症 である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定 める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下(<u>サテライト型指定介護予防認知症対応型共</u>同生活介護事業所にあっては、1または2)とする。

(第2項から第7項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (第1項および第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。

(第2項から第7項まで省略)

第4節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (第1項および第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以 上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周 知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予 防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理す る者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内に あること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りで ない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。
  - (1) 事業の目的および運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数および職務内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の 費用の額
  - (5) 入居に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第81条 (第1項および第2項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定 する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に 対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<mark>第28</mark> | 第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。

 $\Box$ 

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の 費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(新設)

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第81条 (第1項および第2項省略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新規)

(準用)

旧

条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項お よび第39条第5項を除く。)、第56条、第59条および第61条の規定は、指 定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合に おいて、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31 条第2項第1号および第3号、第32条第1項ならびに第37条の2第1号およ び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39 条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

## 第87条 (第1項省略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次 に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を 図らなければならない。
- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における 評価

(第3項から第5項まで省略)

(社会生活上の便官の提供等)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味また は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)から第39条(第5 項を除く。)まで、第56条、第59条および第61条の規定は、指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11 条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重 要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4 節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知 見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らな ければならない。

(第3項から第5項まで省略)

(社会生活上の便官の提供等)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味また は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営│2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営

むうえで必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が 行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければ

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との 連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努 めなければならない。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

ならない。

- 第90条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第14条第1項(第65条および第86条において準用する場合を含む。)、第76条第1項および次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(区の区域の外に所在する事業所の指定に係る特例)

第91条 法第115条の12第1項の申請に係る事業所が区の区域の外にある場合 の当該事業所の指定については、この条例の規定にかかわらず、当該事業所 が当該事業所の所在地の区市町村が定める指定地域密着型介護予防サービ ΙH

むうえで必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が 行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければ ならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との 連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努 めなければならない。

第5章 雑則

(新設)

(区の区域の外に所在する事業所の指定に係る特例)

第91条 法第115条の12第1項の申請に係る事業所が区の区域の外にある場合 の当該事業所の指定については、この条例の規定にかかわらず、当該事業所 が当該事業所の所在地の区市町村が定める指定地域密着型介護予防サービ

ΙH

スの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たし、かつ、 当該区市町村長から指定を受けているときに限り行うことができる。 スの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たし、かつ、 当該区市町村長から指定を受けているときに限り行うことができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第3項および第37条の2(第65条および第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第27条、第57条および第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第28条第3項(第65条に おいて準用する場合を含む。)および第81条第3項の規定の適用については、 これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」 とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第28条の2(第65条および第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

新	旧
5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第31条第2項(第65条お	
よび第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正 後の第31条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけれ	
ば」とする。	